

学校感染症による出席停止と治癒証明書の提出について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他の感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。登園の際は、以下の点にご注意いただき、書類を担任にご提出ください。

つきましては、感染症で欠席される場合は、下記のようにお願いいたします。

① 感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。(0247-26 - 2061)

② 感染症にかかったことを証明できる書類の提出

<インフルエンザの場合>

・本園の様式による「インフルエンザ登園許可証(様式1)」を医師が記入し、解熱した日のみ保護者が記入してください。

<インフルエンザ以外の場合>

・本園の様式による「治癒証明書(様式2)」または「医師の診断書」
上記以外でも、診断名、治療期間がわかり、医師の印があれば結構です。

③ 提出時期

・登園時に提出。困難な場合は登園後5日以内にご提出ください。

*出席停止となる感染症の種類

病名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、か皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医等において感染のおそれないと認めるまで
その他、学校で流行が起こった場合、または流行のおそれがある場合、流行を防ぐため、出席停止の措置が必要となりうる感染症があります。	

インフルエンザ・コロナ登園許可証

組 園児名

インフルエンザ（疑いを含む）・コロナ感染症を認めます。

【病名】

インフルエンザ A 型 ・ インフルエンザ B 型 ・ 疑い ・ コロナ

(該当する箇所には○を付けてください)

*疑いとはインフルエンザの検査で陰性であったが、症状等より医師がインフルエンザと診断した場合。

出席停止期間 : 自令和 年 月 日

(医師による記入)

至令和 年 月 日

発熱日 令和 年 月 日(医師による記入)

解熱日 令和 年 月 日(保護者による記入)

*出席停止期間は、発熱した日の翌日から 5 日間、及び解熱後 3 日間の両方を満たしている期間です。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

治療証明書（インフルエンザを除く）

組 園児名

【病名】

- 麻疹（はしか）
 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
 風疹
 結核
 水痘（みずぼうそう）
 咽頭結膜熱（プール熱）
 百日咳
 髄膜炎菌性髄膜炎
 その他の感染症
(病名：)

上記の感染症は治癒し、登園を認めます。

出席停止期間： 自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

生活規則（注意点）等

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印